

# 金沢市立病院再整備基本計画策定支援業務仕様書

## 1 委託業務名

金沢市立病院再整備基本計画策定支援業務

## 2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

## 3 業務の目的

本業務は、令和5年度に策定した「金沢市立病院再整備基本構想」を踏まえ、基本設計に必要な諸計画、事業スケジュール及び概算事業費等を定めた金沢市立病院再整備基本計画（以下「基本計画」という。）を策定することを目的とする。

## 4 委託業務の内容

本業務の内容は、以下のとおりとし、業務遂行に必要な数値や条件等は委託者から受託者に提示する。

また、仕様書等に定めのない事項のうち、受託者が本業務の遂行にあたり必要と思われる事項は、発注者に提案し、協議の上、実施の可否を決定するものとする。

受託者と事務局との打ち合わせ会議（WEB会議でも可とする。）を月に2回程度の頻度で開催し、その際の議事録も作成すること。

### (1)全体計画・施設整備計画の策定

#### (ア) 新病院の基本方針・基本機能の設定

- ・診療科構成、病床機能、手術室数等の診療機能
- ・石川県医療計画との整合性を考慮した病床数

#### (イ) 施設整備計画の検討

- ・建物概要（建物規模、構造、階層構成、各階ゾーニング等）の検討
- ・敷地概要（建物配置、駐車場計画、付属施設等）の検討
- ・災害対策、感染症対策を考慮した施設機能の検討
- ・救急患者、一般車両等の動線を考慮した敷地内の平面配置計画図の検討

※移転候補地に収まるか検証するため、簡易的な図面の提出を求める。

※必要に応じ、現敷地の一部活用や周辺用地の活用についても検討する。

## (2)部門別運用計画の策定

### (ア)部門別運用計画の策定

- ・部門ヒアリングによる意見集約、課題抽出、解決策の整理
- ・各部門の役割、機能、業務内容、方向性及び運用方針の整理
- ・主要諸室構成等の整理
- ・各部門の連携、患者・業務動線、診療機能等を考慮した機能連携図の設定
- ・部門配置方針の整理、階層別平面図案の作成

### (イ)人員配置計画の策定

- ・診療機能や施設基準・看護基準等に基づいた職種別人員配置計画の作成

### (ウ)関連施設の方向性の整理

- ・新病院との機能連携をした施設の設置の検討
- ・関連施設（地域連携、医療教育環境、行政連携等）の基本方針、運用の整理
- ・福利厚生施設（委託業者含む）、会議室、院内保育等の整理

## (3)整備・運営方針の検討

### (ア)医療機器等整備方針の検討

- ・設計付与条件への影響が大きい放射線装置などの機器とその台数等の整理

### (イ)情報システム整備方針の検討

- ・院内の各種情報システムの現状整理及び整備に関する方針の検討

### (ウ)物流管理システムの整理

- ・新病院における物流管理に係る基本方針の整理
- ・医薬品、診療材料、リネン、廃棄物など、院内の物流対象品目の整理
- ・対象品目の搬出入・保管・搬送方法など、物品動線の整理

### (エ)業務委託方針の検討

- ・現在の委託業務における委託範囲、内容などの現状整理
- ・新病院における業務委託の基本方針の策定

## (4)事業整備手法の検討支援

- ・本事業に最も望ましい発注方式の検討及び決定支援

## (5)事業スケジュールの作成

- ・基本計画策定、設計、施工等の各期間等を想定した全体のスケジュールの策定

## (6)事業収支シミュレーションの作成

- ・総事業費の算出
- ・財源と資金調達方法の検討（各種補助金の活用、起債 等）

- ・事業運営収支計画の積算（償還計画、キャッシュフロー 等）

#### **(7)外部委員を交えた検討会議の開催支援**

- ・会議資料の作成
- ・会議の出席
- ・会議での議事録の作成
- ・会議で要請のあった項目の調査
- ・その他、会議の運営等において必要となる業務

### **5 委託業務の実施条件**

- (1) 業務の遂行に当たっては、発注者と十分な連絡を保ち、処理方針については、発注者の指示及び承諾を受けるものとする。
- (2) 業務の遂行に当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。
- (3) 業務の遂行には、病院の機能や運営に関し、相当な知識と技術を有するスタッフを配置しなければならない。
- (4) 受注者は、市の健康福祉行政全般についての十分な理解のもとに業務を遂行しなければならない。
- (5) 受注者は、発注者に対して定期的に業務の進捗状況を報告するものとする。
- (6) 発注者は、受注者に対して情報の提供等、業務の円滑な遂行に協力するものとする。
- (7) 本業務の遂行によって生じる権利は、発注者に帰属するものとする。
- (8) 受注者は、業務によって知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。
- (9) 受注者は、業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に発注者の承認を得るものとする。

### **6 成果品**

本業務の成果品は、下記のとおりとする。印刷物の書式、成果品の提出方法等については、発注者と協議の上、決定する。

- ・金沢市立病院再整備基本計画原案及び概要版（各100部）
- ・その他本業務において作成した資料等（各1部）
- ・会議録（電子データで会議ごとに提出）
- ・上記の原稿や電子データ等を収録した記憶媒体（DVD-ROM 等）

## 7 その他

- (1) 本業務について必要な資料については、発注者と調整した上で収集するものとする。なお、受注者は収集した資料を毀損または滅失しないよう丁寧に扱い、本業務の委託期間終了までに返却しなければならない。
- (2) 成果品については、平易な表現で図表化するなど視覚的に分かりやすいものとする。
- (3) 成果に対する支払は業務完了後一括払とする。
- (4) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合及び受注業務の細目については、発注者と受注者で協議のうえ決定するものとする。